

平成 29 年第 2 回定例会（松岡泉議員一般質問）

○議長 小田 武人君

2 番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

2 番、公明党、松岡でございます。それでは、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

1 件目は障害者差別解消法にかかわる条例の制定についてでございます。障害者差別解消法ですが、平成 28 年 4 月 1 日に施行されて 1 年が経過しております。福岡県でもことし 3 月 30 日に、福岡県障がい理由とする差別の解消の推進に関する条例が制定されました。我が町では、平成 27 年第 3 回定例会で当該法にかかわる町条例制定の請願書が提出され、それについて採択されております。県の条例では、町の役割が規定されております。町としても条例の制定を行うべきと考えますが、それについてお伺いしていきたいと思っております。

まず初めに、障害を理由とする差別についての相談状況は、ここ 1 年間どうであったか、お伺いいたします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

福祉課は、障害者差別解消の施行に伴って作成した障がいを理由とする差別の解消の推進に関する芦屋町職員対応要領第 8 条に基づく相談窓口であるとともに、障害者支援等を担う担当でございますが、過去 1 年間において、窓口や電話での障害を理由とする差別に関する相談事例はございませんでした。

しかしながら、30 年度以降の障害者計画を策定するために 29 年 2 月に実施したアンケート調査において、これまでに、障害のため差別を受けたり、嫌な思いをした経験があるかという設問に対し、身体、知的障害者の有効回答数 421 人のうち、「よくある、時々ある」と答えた割合は 18.1%。精神障害者の有効回答数 81 人のうち、「よくある、時々ある」と答えた割合は 34.6%でございました。

アンケート結果では、障害をお持ちの方が差別を受けたと考えられるケースも存在しているのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

今、答弁ございましたけれども、やはりですね、障害者の方は、どうしても全てにおいて控え

平成 29 年第 2 回定例会（松岡泉議員一般質問）

目になりがちじゃないかなと。そこで、やはり社会に迷惑をかけてはいけないとか、そういったことで逆にですね、消極的になられるんじゃないかと思います。

しかしながらですね、町はこのような障害者の方が分け隔てなく生活して、社会への参加が可能な環境を整えていく責務があるかというように考えます。この県条例では町や町民での役割をどのように規定しているのか、まず伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

県条例は、議員、御指摘のとおり、平成 29 年 3 月 30 日に制定され、施行は啓発等を除いて平成 29 年 10 月 1 日でございます。条例の目的としましては、基本理念を定めて、県の責務並びに市町村、事業者及び県民の役割を明らかにすることなどによって、障害を理由とする差別の解消を推進し、共生社会の実現に寄与することとされております。

まず、町の役割としては、条例第 5 条で、「市町村は、障がい理由とする差別の解消に当たっては、県との適切な役割分担を踏まえ、障がいのある人の身近な地域における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。」とございます。第 5 条に関しましては、現在、策定作業を進めております障害者計画において、具体的な施策について審議し、取り組んでいくことと考えております。

次に、町民の役割として、7 条で「県民は、基本理念にのっとり、障がい及び障がいのある人への理解を深めるよう努めるとともに、障がいのある人及びその家族その他の関係者が障がいによる生活上の困難を軽減するための支援を周囲に求めることができる社会環境の実現に寄与するよう努めなければならない。」と規定されております。このことから、行政としては、町民等の理解が進むよう、継続的・効果的に啓発や周知の機会を設けることが必要になると考えております。

相談体制の整備に関しましても、市町村の役割が規定されており、第 13 条第 2 項では、身近な地域における事案の解決又は改善を図るため、個別相談に応ずるよう努めるとともに、第 15 条では当該相談に関する体制整備に努めるよう規定されております。

個別相談への対応や相談体制については、従来から障害者支援を担う福祉課が対応しておるところでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

平成 29 年第 2 回定例会（松岡泉議員一般質問）

今、県条例について答弁がございました。県条例ではですね、県との連携のあり方や相談体制の整備について定められております。また、差別解消の推進に関する施策の策定を義務づけております。実施についても努力義務とされております。ただ、今の答弁にはございませんでしたけれども、第 10 条に事前的改善措置として、3 つの項目が義務づけられています。

1 つ目は、みずから設置する施設及び設備のバリアフリー化。2 つ目、介助者等の人的支援。3 つ目、障害のある人にとって円滑な情報の取得及び利用、意思表示並びにコミュニケーションに資するための支援。この 3 つの項目であります。この 3 つの項目につきましては、条例におきまして、事前的改善措置と位置づけられておりますので、町としてはですね、新たな取り組みにかかる必要があるかと思えます。そういうことで、この取り組みについての方向性について、お伺いいたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

県条例の制定に当たり、県から市町村に対して条例内容の具体的な説明等が行われておりませんので、現時点で方向性まで申し上げることはできかねます。今後は、10 月の施行に向け、市町村に対して説明等が行われることが想定されますが、3 点について芦屋町の現状を御説明させていただきます。

まず、みずから設置する施設及び設備のバリアフリー化に関しましては、平成 24 年 3 月に策定した芦屋町障害福祉計画の生活環境の整備において、公共施設については、福岡県福祉のまちづくり条例に基づき、できるところからバリアフリー化を図りますとしており、町営住宅を初めとして、公共施設のバリアフリー化を順次進めているところでございます。

次に、介助者等の人的支援については、障害福祉サービスにおける地域生活支援事業において、同行援護や行動援護等のサービスを提供しております。しかしながら、この条例の示す意味を福岡県より示されておられませんので、ボランティア等の対応を指しているかわかりかねているところでございます。

最後に障害のある人の円滑な情報の取得や利用、意思表示並びにコミュニケーションに資するための支援につきましては、現在、福祉サービスの一つとして、手話奉仕員の養成、手話通訳者の派遣等を実施しているほか、役場の窓口では、コミュニケーションボードや助聴器などを置き、コミュニケーションの向上に努めております。

県条例の規定する事前的改善措置につきましては、今後、福岡県の考え方等を踏まえて、本町の取り組みを点検し、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

今、答弁をしていただきましたけれども、第 10 条についてはですね、努力義務ということでありますけれども、そう言いながらもですね、やはり障害者の方がですね、分け隔てなく芦屋の町でですね、過ごしやすく生活できるということが重要なことだと思いますので、そういった障害者の方を大事にしていくことが町の活性化にもつながると信じてですね、取り組んでもらえればと考えます。

このほかにも県条例についてはですね、第 11 条、12 条にですね、防災・防犯の対策、当然のことながら、防災対策の中でも、そういった高齢者の方の行動に関しての支援、また障害者の方の支援対策についても盛り込まれるかと思いますが、11 条にそういった項目もあります。そのほか虐待防止の対策についても義務付けがされております。そういうことで、しっかりと取り組んでもらえればと思います。こういった県の条例もできてですね、ただ、今先ほど課長のほうから答弁がございましたけれども、県が今回、条例を制定したんですが、町とのそのすり合わせ、そういったところもですね、しっかり打ち合わせが行われていない中で制定されたというようなこともあります。町としてはですね、積極的にかかわっていただいて、改善を図ってもらえればと思います。

そう言いながら平成 27 年の定例会での採択がございまして、町としてもですね、今後、県、それから障害者の方と調整をよくやりながら、皆さんの御意見を伺ってですね、条例制定を進めていただきたいと思います。

そういう中で、環境が整いつつありますので、条例制定のマイルストーンについてお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず最初に、これまでの経過や郡内の状況を若干説明したいと思います。条例制定に向けた請願が採択されたのは、平成 27 年の第 3 回定例会でございまして。また、同様の請願は郡内他町にも提出され、遠賀町以外は採択されております。

請願書の提出団体でございまして遠賀郡障がい者団体連絡協議会とは、条例制定に向けて、平成 28 年 1 月 26 日及び平成 28 年 1 月 21 日に協議を行っております。協議では、福岡県でも条例制定を行うこととなったため、当該条例の内容を確認した上で、当事者や家族の意見の反映方法等も考えながら、遠賀郡各町での条例について検討を進めていくことを確認している次第で

平成 29 年第 2 回定例会（松岡泉議員一般質問）

ございます。

5月25日に郡内で協議を行い、10月の県条例の施行に向けて、福岡県から市町村への役割分担等の説明も見込まれておりますので、これらを踏まえながら、遠賀郡障がい者団体連絡協議会等と意見交換を行い、芦屋町を含め、各町の条例制定を目指してまいりたいと思います。

したがいまして、現時点では町条例制定の行程に係るマイルストーンまでお示しできる段階ではないことを御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、答弁がありました。明確なですね、制定の時期については、今のところ取り組んでいきたいということですので、明確に示せないということではありました。障害者の有無によって分け隔てられることなくですね、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けてですね、1日も早い条例制定を願いたいと思います。

町長、条例制定について町長の御意見をちょっと、最後に決意をお願いしたいんですけども。決意といいますか所信をお願いしたいと思っております。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

当然、芦屋町の議会でも満場一致で請願ですかね、請願が採択されておるわけですが。今、課長が来る、話しましたように、県の条例が施行されまして10月から条例の施行に入ることです。今は、やはり準備段階ではなかろうかと思っております。よく県と調整して遠賀郡4町、足並みをそろえてですね、この条例の施行に向けて執行部としては進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

町長から所信をいただきましたので、条例のほうもですね、今後、周辺町とも連携しながら、それと県とですね、連携を図って進められるものと確信をいたします。1件目はそれで終わらせていただきまして、2件目ですけども。

2件目は学校教育の課題と今後の方向性についてお伺いいたします。

平成 29 年第 2 回定例会（松岡泉議員一般質問）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成 27 年 4 月 1 日に施行され、町には教育大綱の策定義務が課せられました。町ではですね、平成 28 年 6 月にこの教育大綱が策定されております。また、学校教育に関しましては、学習指導要領が約 10 年ごとに改訂されております。このたび文科省の諮問機関である中央教育審議会から平成 28 年 12 月 21 日に、今後 10 年間を見渡した次期学習指導要領が答申されております。我が町では、「さわやかプロジェクト」を立ち上げ、保・幼・小・中の連携と小中一貫教育で「芦屋の子どもは芦屋で育てる」のスローガンのもと、芦屋の子供たちの育成に町民一丸となって取り組んでいるところであります。この件につきましては、朝の答弁でもありました。今回の新学習指導要領改訂案からすると、さらなる取り組みや学校づくりが求められていると考えます。そこで、新学習指導要領の内容を踏まえ、この目的を達成するための方向性について、お伺いいたします。

初めに、新学習指導要領をどのように町としては受けとめているのかお伺いいたします。改定案の理念、概要及びポイントは何か、お伺いいたします。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

よりよい学校教育を通じて、よりよい社会をつくるという目標を共有し、社会と連携・協働しながら、未来のつくり手となるために必要な資質・能力を育む社会に開かれた教育課程の実現がまず挙げられると思います。

また、新しい時代に必要となる資質・能力である、生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性の涵養を育成する。何ができるようになるか、そして主体的・対話的で深い学びの視点からの学習過程の改善、いわゆるどのように学ぶかもポイントとして挙げられると思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

今後のこの指導要領によりますと、今後ですね、子供たちが未来 10 年後にこういった形で生きていくことができるのか。社会でですね、芦屋の子供たちが自分たちの今まで学んできたことをしっかり発揮してですね、生きていくことができる。また社会に貢献できる、そういったところが大きなポイントになるかなというふうに思います。そういった中で、今回の改定案ではですね、今、答弁でございましたように、子供の深い学びを掲げておりますけれども、その意義につ

平成 29 年第 2 回定例会（松岡泉議員一般質問）

いて御説明をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三柵 賢二君

新学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びの視点から学習過程の改善が必要であると言われていています。深い学びは、習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた、見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連づけて、より深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見出して解決策を考えたり、思いや考えをもとに創造したりすることだと言われていています。

主体的・対話的で深い学びから、生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性の涵養を育むものです。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

今、教育長のほうから答弁がございましたけれども。やはり子供たちは深い学びで、人間らしい人間に育つ。そういうことを目指して、主体的に対話的な取り組みをやっていくと。主体的ということで子供たちは、人ごとではなく自分の問題として考えていくんだよと。対話的、異質なものの、価値観との触れ合い、そういうことで多くの方に触れ合ってますね、自分の価値観との違いを受け入れるような、涵養のある人材へと育てていっていただくということで、人間らしい人間に育っていくということにつながるんじゃないか、そういうふうに考えます。こういった子供たちが育つということで、今までとの、学校教育の中の現場の中で、どういった違いが生まれるのかということだと思いますけれども。学校の先生たちは、そういうことで新指導要領が改定された中では、今までと違った取り組みというよりは、授業の中でどういう対応をしていくのか、その点について御説明をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三柵 賢二君

学習や生活の基盤となる、言語能力を育成するため、引き続き言語活動の充実を図ることが重要となります。また、情報活用能力の育成を図る学習活動の充実。特に小学校においては、総合的な学習の時間を中心に、国語のローマ字学習とも関連づけながら、情報手段の基本的な操作を

平成 29 年第 2 回定例会（松岡泉議員一般質問）

習得することや、算数、理科、総合的な学習のいずれかの教科等でプログラミング教育の単元を設けること、そのほかにも、体験活動、学習の見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動が求められています。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

今、答弁がございましたのは、子供たちがどういった内容を学ぶかという点で説明があったかと思うんですけども。私の問いはどちらかというところ、先生たちがどういう対応をしていくかというところを質問させていただいたわけですけども。

子供たちにとってみれば、今からですね、ICT教育も含めながら、将来に役立つ、そういった内容は盛り込まれるし、人の触れ合いということで英語教育のほうも入っているというような状況を聞いております。子供たちにとってみれば、だんだんと負担が大きくなるかなと。

その一方でですね、先生の対応の仕方も若干違ってくるんじゃないかと思います。先生たちは今まででなくしてですね、こういった主体的、対話的な深い学び合いをさせるためにはですね、子供たちの問いかけのやり方とか言葉の書き方、それから振り返ってじっくり考える時間を与えるとかですね、そういった対応になってくるんじゃないかなというふうに考えられます。子供たちは、そういうことで学ぶ量、質的にもですね、かなり負担が大きくなっていくと思うんですけども。

そういうことで早速ですね、北九州の教育委員会のほうでは、先般テレビに出ておりましたけれども、2019年度から夏休みの期間を6日間短縮しようとする。それが出されておりました。我が町では子供たちの量、質を補うために、そういった考えはないのかお伺いします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

現段階ではありますが、授業日数、時数は足りておりますので、夏休みの期間短縮については、現段階では考えておりません。

またその一方、議員御指摘のようにですね、県内の自治体でも一部、夏休み期間を短縮する自治体もふえておりますので、今後も県内、他の市町村の状況を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

状況を見ながらですね、まだ始まったわけではなくて、小学校は 3 2 年度から、中学校は 3 3 年度からということで、受け入れ改定が決まればですね、実際そのように運用されてくると。そういった中で、早めの状況を、内容等を踏まえてですね、準備をしていただければというふうに思います。

子供たちは今、申しましたように、今まで以上にですね、前回の学習指導要領、アクティブラーニングをやりながらですね、もう、ゆとり教育が若干、脱ゆとり教育の状況に今あるわけですね。それからまた、この新学習指導要領を見ますと、さらにですね、質も量もふえてくるということで大変な状況になるかなと。

一方ですね、教職員、教員ですけど、今でもですね、働き改革が求められておりますが、さらにですね、多忙さに拍車がかかるのではないかとということが懸念されます。そういうことで、資料を、これ、公明新聞の切抜きで勝手ながら掲載させていただきましたけれども。

昨年の暮れに出た教員の働き改革、資料 1 です。これを見ますとですね、これ、文科省が発表した 2 0 1 6 年度の高校、小中学校教員実態調査の速報値です。過労死の目安とされる月 8 0 時間を超える時間外勤務について、教員が小学校で 3 割以上、中学校でも 6 割近くに上っているという記事でございます。そういったことで、政府を含めて、公明党につきましてもですね、やはり、義務教育標準法改正、資料 2 にありますけれども、これは学校の指導体制の安定を図るために、教職員の定数をふやしていこうといった法改正をやろうじゃないかといった取り組みの主張がここに掲載されています。ことしの通常国会の中でというふうになってはいますが、まだ、それが通ったというのは聞いておりませんので、このようになればというふうに思います。

きょうの朝の答弁によりますと、聞いていますとですね、町長も先ほど答えられていましたけど、やっぱり子供たちと先生が向かい合って、多くの時間を使ってですね、子供たちと向かっていくようにしようじゃないかという話は、ああ、そのとおりですね、と私も。そういったことで、今回の指導要領があったわけですけど。対策として、どうかとなると、じゃあ向かい合うためには、どうしたらいいかと。対策はいろいろあると思うんですけども。積極的な対策と消極的な対策。現状から見れば、こうった法整備がされないとふやすこともできないし、そうすると、イベントなんかとか、そういった授業の内容を一部カットしてとか、そういう話も出てきたわけですね。やっぱりそれは、どうかなと思うんですね。仮に目的としては、子供たちが 1 0 年後、2 0 年後、世の中に芦屋の子供たちが出て行ったときに、今では国際標準化、そういった中で外国の人たちとも接しながらですね、我が町の子供たちも頑張っていかなくちゃいけないし、いろいろな社会関係の中で生きていかなくちゃいけない。そういったときに、先生の時間と向かい合

わせるために、何かイベントをカットしたほうがいいんじゃないかという御意見でした。それはやはり、一時期だけの話で、やはり、そうあるべきではないと思うんですね。目的を達成しようとした場合には、こういう法改正をしてもらってですね、先生をふやすとか、それ以外の取り組みもやらなくてはならないんじゃないかなと思います。

今回、教員ですね、負担が今、問題になっていて、働き改革の話も言ったわけですけど、学校の状況としてではですね、やはり、きょうの朝の答弁の中にもありましたし、質問にもありました。いじめ問題、不登校、子供の貧困問題や特別支援教育への対応。これが複雑、多様化しているんで先生は非常に忙しくなっている。それから部外活動とか、中学校でも大きなウエートを占めるんじゃないかなと思いますけども、これについてですね、教職員の負担状況については、働き改革の中で、今、3割以上の小学校の先生でも80時間以上勤務していると。これについての受けとめはどのように町として考えておられますか。お伺いします。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三桝 賢二君

今、議員がおっしゃったように、複雑化・多様化する教育環境の中で、教職員の負担は間違いなく重くなっているというふうに捉えております。もともと我が国の教員は、学習指導、生徒指導、部活動等幅広い業務を担ってきました。そのために国際的に見て、勤務時間が長いという特徴がありました。そこに、いじめ・不登校などの生徒指導上の課題や特別支援教育の充実への対応など、学校の抱える課題が複雑化、多様化しています。加えて、保護者対応の増加もあり、教職員の負担は重くなっているのが現状です。また、先ほど議員もおっしゃったように、文部科学省は2016年度、教員勤務実態調査結果の速報値を公表いたしまして、議員がおっしゃったように、中学校の教員で大体33.5%、中学校教諭では、57.7%、60%近くに過労死ラインの働き方をしているという結果の公表がされています。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

先生の負担はですね、非常に現代でも厳しいし、今後もさらに悪くなるというようなことだと思います。

それではですね、そういった状況にあるということですけども、先ほど申しましたように、朝の段階では、先生の軽減を図るための施策としては、消極的な対策もあると思うんですが。将来を見据えて、今後ですね、そういった軽減を図る策としては、どのようなことを今、考えておら

平成 29 年第 2 回定例会（松岡泉議員一般質問）

れるのか、これについて御説明をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三柵 賢二君

教員定数とかは、芦屋町独自でできるものではございませんが、芦屋町独自の事業の見直しを図り、子供と向き合う時間の確保を図りたいということで、午前中申しましたように、化学フェスタ、それから教育フォーラム等の中止を決めたところです。あわせて中学校の教員の中に部活の担当の勤務時間が超過しているという原因がございますので、柔道部とか茶道部、吹奏楽部への外部人材を活用して、教員の負担軽減を図っているところでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

町ではですね、できない施策があるかと思うんですけど、やはりそういったところはですね、県のほうにも申し出を調整していただいでですね、定数の拡大、拡充を図るとか、そういった取り組みをやっていただきたいと思えますし、ここで資料でつけています裏側のやつですけど。

資料の 3 ですが、ここにですね、これも昨年 1 月 30 日の公明新聞の切り抜きです。これはですね、私も 1 回スクールソーシャルワーカーの話をして、配置について一般質問させてもらったことがございます。これはですね、既にもう国としてもですね、この教育改革の中でしっかりとですね、そういった取り組みがやり始められたというよりも、もう大分始まっているところだと思います。文科省については 2008 年度から自治体にスクールソーシャルワーカーの活用をですね、促す事業を展開していると。15 年度は、全国で 1,399 人が配置されて、活躍していますよと。名古屋市の場合の事例をここに、実際ですね、そのスクールソーシャルワーカーの人たちが、どういう活動しているのかと。事例 1、2 ということで、効果が上がっていますよという紹介であります。

そういうことで、環境的にもですね、今のところ我が町のほうでは、スクールソーシャルワーカーではなくして、カウンセラーの方が、これは性格性が全く違う体質の専門員ではないかなと思いますけど、中学校に来られていると。小学校でもやっぱりそういったカウンセラーの方に聞いていただいてアドバイスをいただきたいというようなことで、要望も上がっている。そういうことで今後ですね、先生の軽減を図る意味からすると、こういったですね、活用、部外専門家の活用が当然考えられると思うんですよね。やっぱり学校教育というのは、非常にお金がかかるかと思いますが、やっぱり町の宝の子供たちを育てるということは重要なことで、社会にとっても

平成 29 年第 2 回定例会（松岡泉議員一般質問）

ですね、日本の国にとっても重要なことですので、そこはですね、よく見ていただきながら、目的を達成するためにですね、そういった部外専門員の登用というのは、十分に検討を図るべきではないのかなというふうに思います。

そういうことで、このお話しましたけど、スクールソーシャルワーカー等の専門員、校外の専門員、または今言いました答弁がございましたような部外活動の指導員、そういった部外関係者の登用に関してお考えをお聞きいたします。お願いいたします。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三柵 賢二君

例えば、学級担任制であります小学校においては、担任一人で生徒指導上の悩みを抱え込んでしまう事案が見られることがあります。そこで、芦屋町の各小学校ではチームを組んで、管理職も含めて、関係者全員で情報の共有を図り、チーム学校で取り組むことがこれまでなされてきました。しかし、複雑化・多様化する課題が教員に集中し、教育指導に専念しづらい状況が生じています。そこで新たにチーム学校としてのあり方を実現する 3 つの視点が今回示されております。1 つには専門性に基づくチーム体制の構築、学校のマネジメント機能の強化、教員一人一人が力を発揮できる環境の整備です。これについては議員のほうからの御指摘もありました。しかし、芦屋町教育委員会として、できることはかなり限られていますが、これまでのように、学校と家庭、地域との連携・協働によって、共に子どもの成長を支えていく「芦屋の子どもは 芦屋で育てる」、チーム芦屋として芦屋町の教育力を高めていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

チームをつくるというか、チーム学校ということですね、構築はもう既にというふうな話があったんですが、朝のやっぱり問題でもありましたように、いじめの問題ですが、そういった面も勘案しますと、この学校のチーム、学校の内部のですね、体制づくりというのは非常に重要かなと。情報の共有でもそうだし、やはり先生が相談しやすい環境または教育長、学校の校長からの指導する体制づくりですね。当然、先生の実力も向上しなければならないというふうに思いますが、こういったことで、チーム学校づくりに関してはですね、そういった体制づくりをやらなくてはならないと思うんですけど。そこらあたりの任務分担協働に関しては、問題なくやられているかとちょっとお伺いしたいんですけど。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

各学校ともですね、与えられた人員の中で管理職を中心に、それぞれの教員の力を発揮しつつ、協働でやっているというふうに、私は現在、判断しているところです。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

それではですね、学校の現場でですね、指導体制というのはどのようにとられているのか、問題なくやられているかどうか、お伺いいたします。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

今、議員がおっしゃったのは、教員の指導体制ということに限って言わせていただいでよろしいでしょうか。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

逆に質問されましたけど、そのとおりでございます。教員等を含めて指導体制がどのようになっているかということです。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

各学校においてはですね、研修日というものを毎週設けております。その中で、さまざまな学校教育課題に対して、管理職を中心に研究主任等々を中心にしながら、お互いに切磋琢磨しながらですね、授業を通してそれぞれの教員の指導力を高めているというふうに認識しておりますし、芦屋町では、それが十分に行われているというふうに捉えています。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

今、答弁を受けましたので、学校の方ではですね、校長の指導力も十分発揮できるシステムが

でき上がっているということで認識をさせていただきます。

それですね、このチーム学校というのは、学校の内部の体制づくり、指導体制、情報共有の仕組み、また今回、そういったスクールソーシャルワーカーを配置するとなると、分担・協働、そういった連携がいかにかうまく図れるかが重要になってくると思うんですね。そういうことで、学校の中では教育量がかなりふえる中でありますけれども、そういったもろもろのですね、整備をしっかりと体制づくりをしていただいて、子供たちに向き合う中で、子供たちの向き合う時間、授業時間、教職員の人たちがですね、子供としっかり専念できるような体制づくりをやっていたきたいと思います。

もう一つ大きな問題が。学校のほうはそれでいいんですが、地域が学校にかかわる、かかわり方なんですけれども。これについてですね、ちょっとお伺いしていきたいと思います。

まずですね、学校としてはですね、朝の答弁でもございましたけども、教育長が言っておられましたように、地域とのかかわりも重要ですよという答弁があったかと思うんですけど。これについてのお考えは全く変わらないですよ。重要性についてお伺いいたします。

**○議長 小田 武人君**

学校教育課長。

**○学校教育課長 新開 晴浩君**

議員、御指摘のように、現在の子供の教育はもう、学校や家庭だけでできるものではありません。もう地域の皆様の御理解、御協力が不可欠となっております。芦屋町では幸い、町民の皆様の御理解が深く、おかげさまで大変多くの地域のボランティアによって支えられております。協力内容も多岐にわたり、登下校時の見守り活動や土曜学び合いルームの指導、読み聞かせボランティアや昔遊びの指導、3小学校の祭りの協力など、いずれも地域のボランティアなしでは成り立ちません。「芦屋の子どもは 芦屋で育てる」を実践するため、学校と地域の連携・協働の重要性は、極めて高いと考えております。

以上です。

**○議長 小田 武人君**

松岡議員。

**○議員 2番 松岡 泉君**

重要性は十分に意識しているというふうに解釈いたします。そういうことですが、学校運営についてはですね、今、社会の方ではコミュニティ・スクールの構築が話題となっております。我が町のコミュニティ・スクールの運営状況についてお伺いいたします。

**○議長 小田 武人君**

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

芦屋町では現在、コミュニティ・スクールを導入しておりません。このため、運営状況はございません。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

多くの町がこういった地域と学校のかかわりについてですね、コミュニティ・スクールをつくってですね、学校を支えていこうという取り組みがあっているんですけども、我が町ではないと。これの経緯について御説明をお願いします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

先ほど御説明いたしましたように、現在の芦屋町では、もう既に地域の方々から多岐にわたる御協力をいただき、事実上のコミュニティ・スクールが形成されていると判断しており、改めて導入する必然性が、現在はないと考えているためです。それでも、過去 3 回、コミュニティ・スクールの導入の是非について検討はしております。

直近では 1 年前、平成 28 年度に教育委員会主導によるコミュニティ・スクール導入を検討しましたが、現在の芦屋町の状況では、コミュニティ・スクール導入は、時期尚早であるとの結論に達しました。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

このコミュニティ・スクールの件ですけども、芦屋町ではですね、いろいろなボランティア団体が学校にかかわっていただいて、サポートしていただいているということで、問題なく、よその町以上にですね、そういったコミュニティ・スクールがあるなしにかかわらずして、しっかりと取り組んでおられるということだと思います。これは非常にありがたいことで、見守りとかですね、いろいろなボランティア活動を私も見ておりますけども。

しかしながらですね、やはり先ほどの答弁の中にもございましたけども、学校としてみたらですね、いろいろなボランティア団体があって、非常にいいんですけども、学校としてはかかわる、自分たちをサポートしている団体がたくさんあるというのが嬉しいことだと思うんですけど。

そこで運営に関してですね、調整するとなると非常に多くの団体があると、やはりそこに多忙感が出たりとか、対応するのに時間を取られると、浪費すると、また悪い傾向になるわけですね。そういう意味からすると、私はコミュニティ・スクールのこの協議会がいいというわけではないんですけども、やはり一つの総体としてですね、学校にはかかわっていったほうがいいんじゃないかなと私は考えるんですね。そういう意味からして、資料 4 の中にですね、たまたま福岡県の今回の学習指導要領に関してとか、県の取り組みも見ておりましたら、たまたまいいのが載っているなどと思って見たら、岡垣と載っているんですね。この岡垣の取り組みがですね、県の参考事例で、すばらしいということで載っているわけで。学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）は、公立学校の運営に地域の声を生かすために、保護者や地域住民などで構成される学校運営協議会を学校ごとに設け、その意見を学校運営に反映させる制度ですということで、岡垣町では、学校運営協議会と学校を支援する地域組織、教育委員会と学校の校務分掌組織の 3 つが連携して、教育で町ぐるみでやっているんですと、こういった紹介ですね。この 3 者が一体として、組織のもとで連携しあって、学校を支援しているという紹介です。そういうことでやはり、どこかの窓口が、大きな窓口が連携し合いながら、やっていけばいいんじゃないかな。そういうことで取り組んでもらえればいいのかと思うんですけども、今後の課題、検討に含まれると思いますので、やっていただければと思います。

それでは、地域の学校へのかかわり方について、今、ボランティア活動の団体が非常にですね、運営にサポートしていただいているということなんですけども、課題としてはないのかどうか、お伺いいたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

コミュニティ・スクール自体は、国も導入を推進しており、学校も地域から支援を受けるだけでなく、逆に地域にどう貢献できるかを考えていくなど、学校と地域の連携・協働の重要性は、今後ますます高まっていくと考えます。

今後の課題として、地域の皆様のほうから、芦屋町の地域、校区や自治区の活性化のために、学校を核とした組織、コミュニティ・スクールを導入したいとの御意見が出てくるような機運が醸成されるよう、教育委員会を中心に各団体への情報提供に努めていくことが大切であると考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

そういうことで、地域のかかわりがやっぱり重要になってくるかなと思います。これは、次にお伺いしますけども、シビックプライド、朝の答弁でもあったんですけども。

実はですね、29年の第1回芦屋町教職員研修会、4月6日に行われましたけども。その際、教育長が参加されておりまして、自分の所信を発表されました。シビックプライドの醸成ですね、町に貢献していきたいという、その思いを述べられて、私も感動したわけですけども。朝の答弁の中にも、そのシビックプライドの醸成に関して、具体的な自分の考えを述べられました。文化財とか、芦屋釜のそういった文化財を有効に活用する。また資料館、そういったものを使ってですね、子供を教育してですね、シビックプライドの醸成の一貫とするよというお話でしたけれども。私はですね、そういったのも当然、一条になるかなとは思いますが、やはり、それによりましてですね、この地域社会とのかかわり、生涯教育の話もされましたので、一部かかっているかと思うんですが、そういった子供たちにとってはですね、親たちまたは地域の人たちが、自分たちの学校教育にどのくらいかかわってきてくれているのかなというのがですね、やはり子供たちについては自分たちの心をまた癒すまたは愛着を持つ、そういったもののベースになるんじゃないかなと思うんですけど。そういう意味からすると、日ごろ行っておられる地域の方のボランティア活動の見守りとかですね、勉強を見ていただいたりとか、いろいろな指導をしてもらうとかかわりの中、また社会体験をしてみるとかですね、いろいろな中で、シビックプライドというのは形成されるんじゃないかなと思うんですよね。そういったことで、密接な人とのつながりが私は重要じゃないかと思うんですけど、この点、教育長いかがですか。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三柵 賢二君

少し、朝、申しあげましたシビックプライドの醸成にかかわって、ちょっとダブることがあるかもしれませんが。今、議員の御質問にあるところも含めまして、言わせていただきたいと思います。

まず、芦屋町教育大綱に「子どもたちに芦屋町の歴史や伝統文化、産業、自然などさまざまな魅力を知ってもらい、郷土を想う心を醸成し、地域への誇りや愛着をもてる取り組みをすすめます。」とそのように書いておりますし、私もそれを今まで以上に進めたいというふうにお答えいたしました。これまで町内の各学校では、ふるさと芦屋について学び、郷土を愛し、誇りを持つ「あしや学」、これを総合的な学習の時間に実践しています。

具体的な取り組みをちょっとお話させていただきますと、町内の3年生以上は中学生も含めて、芦屋釜の里における茶の湯体験をしています。ここでも地域のお茶にたしなんでいただいた方と

平成 29 年第 2 回定例会（松岡泉議員一般質問）

の触れ合いがございませう。そういったことで、各学年、各学校に依じてですね、さまざまな特徴的な学習活動を展開しています。例えば、芦屋町の伝統行事である、「だごび一な」づくり。これも行ってあります。また「八朔の馬」づくり。こういったことは子供たちだけではできませんので、どうしても地域のそれに詳しい方をお招きして、手とり足とり教えていただいております。これも地域の方との触れ合いがございませう。また町の中心部を流れる遠賀川の魚道調べを通して、町の環境学習。また、体育大会や浜運動会で芦屋町の伝統芸能の「はねそ」。これは芦屋町のはねそ保存会の方からの御指導をいただいております。ここでも芦屋の伝統を地域の方から学んであります。こういったほかにも地域の方々と触れ合う中で、見守り活動であるとか、学校の清掃活動であるとか、さまざまな形で地域の方に学校に来ていただいております。その中で芦屋町に生まれ育った、愛着、誇りを育てているところですよ。

学校の教育活動としては、かなり充実した活動が行われていますが、学校を離れた、例えば地域活動とか、地域のお祭り等への参加は残念ながら少ないようです。将来の芦屋町の担い手であるという自覚を育てることが、今後の課題だと考えているところですよ。

以上ですよ。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

答弁をいただきました。私はですね、学校には子供たちに必要な学力、体力、豊かな心をバランスよく確実に身につけさせることが求められていると思います。そのため、教職員の指導力の向上はもちろんのことですよ、学校全体の組織力の向上、家庭地域との連携・協働、取り組み推進ですよ、そういったことなど、学校づくりに私たちは邁進していく必要があると思います。これにつきましては、町長以下ですよ、ずっと我が町の子供は自分たちで育てるんだという強い熱意をもって取り組んでおられますので、私たち議員もですね、しっかりと、それを見ながらですよ、サポートできる場所は、議員としての襟を正してですよ、子供たちが有意義に学校生活送れるようにですよ、頑張ってまいりたいと思います。以上であります。

松岡の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 小田 武人君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。